

医療裁判における鑑定

【質問】

医療裁判における鑑定とはどのような手続でしょうか。また、鑑定結果は裁判においてどのような意味を持つのでしょうか。

【回答】

民事裁判における鑑定とは、裁判で問題となった争点についての判断が専門的な学識経験を必要とする事柄である場合、裁判官が専門的な知識経験の不足を補充し、判断を下す参考とするために、争点を判断するのに必要な専門的知識、経験則又はこれに基づく争点についての意見等を中立的な第三者の立場にある専門家から得るための手続です。

医療裁判においては、医学専門的な知識経験によって判断しなければならない事柄が多いところから、原告、被告双方とも鑑定に依って自らの主張を根拠づけようとするケースが多く、一つの事件で二つの鑑定が採用されることもあります。

裁判官は鑑定結果と共にその他の鑑定記録等、文献、証人尋問の結果など様々な証拠調の結果を総合的に検討して、争点となった事柄についての判断を下すことになります。

鑑定結果は裁判における証拠の一つであり、裁判の結果を決定づけるものではありませんが、裁判官にとって専門的な争点についての重要な判断資料となることは間違いありません。

一般的に鑑定の手続の流れは次のとおりです。

①鑑定の申請

鑑定は、原告又は被告、あるいは双方の当事者からの申立てがあった場合に、裁判所が必要性を判断した上で、実施されます。

②鑑定事項の決定

鑑定を採用する際には、当事者と裁判所とが協議した上で、裁判所の決定により鑑定事項が定められます。

③鑑定人の選任

裁判所が適任者を指定します。

- ④裁判所による鑑定の採用決定
- ⑤鑑定人の宣誓
- ⑥鑑定資料に基づく鑑定作業
- ⑦鑑定書の提出

鑑定書が裁判所に提出された後、その写しが原告、被告双方の当事者（代理人弁護士）に各1通交付され、裁判所及び当事者がそれぞれ検討します。

鑑定書の提出期限は予め裁判所から指定されるのが一般的です。

- ⑧補充鑑定、鑑定人質問等

事案によっては、必要に応じて、鑑定人に口頭又は書面で鑑定証の補足説明をすることを求めたり、追加事項についての補充鑑定書の作成を求めたり、裁判所法定において又は医療機関の会議室等を借りて、鑑定人に対する裁判所及び当事者からの質問の期日をもうけることがあります。

従来、鑑定書提出後の鑑定人尋問で、当事者から不適切な質問がされることなど問題点が指摘されていましたが、近年、補充鑑定書の提出や口頭による補充の要否を吟味すること、鑑定人に対する質問期日を設ける場合も質問事項を事前に協議、整理すること、実施場所を鑑定人の所在する医療機関等としたり、法壇上の裁判官と対面する証人席を設けた法壇法廷ではなく、ラウンドテーブル法廷で開催することなど改善を図っています。

鑑定の方式として、1人の鑑定人による鑑定書方式が最も一般的ですが、最近では鑑定の方式の改善策として、「複数鑑定」や「カンファレンス方式による鑑定」が試行されるようになって来ました。

- ① 複数鑑定とは、同一の鑑定事項について、同一時期に、専門領域を同じくする複数（2人又は3人）の鑑定人を指定して鑑定を行うもので、各鑑定人が個別に鑑定書を提出する方式（複数鑑定個別方式）と、複数の鑑定人が討議の上、1通の鑑定書を提出する方式（複数鑑定討議方式）とがあります。
- ② カンファレンス方式による鑑定とは、治療方針等について医師の間で行われるカンファレンスを参考に、複数の医師の口頭による議論を通じて、鑑定意見

を得ようとするものです。

鑑定人による口頭の鑑定として実施するものであって、カンファレンス期日の議論の内容自体が、鑑定人が作成した鑑定書と同様に、訴訟における重要な証拠資料となります。

医療裁判における鑑定の重要性は言うまでもありませんが、裁判所としては、鑑定が前提とする事実がいかなるものであるかを子細に検討したうえで、当該鑑定の証拠評価を十分に行う必要があります。

最高裁平成9年2月25日判決は、このような見地から、医療裁判において鑑定のみに依拠してされた顆粒球減少症の起因剤及び発症日に関する事実認定に経験則違反の違法があるとして、原判決を破棄差戻したもので、注目すべき判決です。